

【漁業権番号】 内共第8号

【関係漁業協同組合】 根尾川筋漁業協同組合

変 更 案	現 行	変更理由	施行予定 年月日						
<p>第1条 略</p> <p>(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)</p> <p>第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第<u>13</u>条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。</p> <p>4 遊漁者は、直ちに、第<u>8</u>条第1項または第2項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。</p> <p><u>第3条 削除</u></p> <p>(漁具・漁法の制限)</p> <p>第<u>3</u>条 遊漁による漁具・漁法は、手釣・竿釣(餌釣、毛針釣、ルアー釣、フライ釣、友釣り、ガリ(どぼんこ)、籠釣、但し、船釣を除く。)・<u>たも網</u>に限るものとし、次の表の左欄の漁具・漁法は、それぞれ右欄の規模の範囲内でなければならない。</p>	<p>第1条 略</p> <p>(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)</p> <p>第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第<u>14</u>条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。</p> <p>4 遊漁者は、直ちに、第<u>9</u>条第1項または第2項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。</p> <p><u>(キャッチアンドリリース区間の設置)</u></p> <p><u>第3条 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間において、採捕した魚を所持し、又は販売を行うことはできず、採捕した場で再放流しなければならない。</u></p> <table border="1" data-bbox="996 898 1796 1029"> <thead> <tr> <th data-bbox="996 898 1198 938">ア 魚種</th> <th data-bbox="1198 898 1496 938">イ 区域</th> <th data-bbox="1496 898 1796 938">ウ 期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="996 938 1198 1029"><u>あまご、いわなにじます</u></td> <td data-bbox="1198 938 1496 1029"><u>東谷川の初鹿谷との合流から上流岩井谷橋まで</u></td> <td data-bbox="1496 938 1796 1029"><u>2月1日から9月30日まで</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>2 前項の公表は、組合及び組合が委託する遊漁証取扱所に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。</u></p> <p>(漁具・漁法の制限)</p> <p>第<u>4</u>条 遊漁による漁具・漁法は、手釣・竿釣(餌釣、毛針釣、ルアー釣、フライ釣、友釣り、ガリ(どぼんこ)、籠釣、但し、船釣を除く。)・<u>たも網・もり(ひし・やす)・たくり</u>に限るものとし、次の表の左欄の漁具・漁法は、それぞれ右欄の規模の範囲内でなければならない。</p>	ア 魚種	イ 区域	ウ 期間	<u>あまご、いわなにじます</u>	<u>東谷川の初鹿谷との合流から上流岩井谷橋まで</u>	<u>2月1日から9月30日まで</u>	<p>条ズレ</p> <p>条ズレ</p> <p>当該区間は魚の滞留性が低く、資源増殖区間として機能していないためキャッチアンドリリース区間を削除</p> <p>条ズレ</p> <p>もり(ひし・やす)・たくりは一度に大量の鮎を捕獲しやすく、漁獲圧が高</p>	<p>認可の日から (キャッチアンドリリース区間の削除については令和9年1月1日から)</p>
ア 魚種	イ 区域	ウ 期間							
<u>あまご、いわなにじます</u>	<u>東谷川の初鹿谷との合流から上流岩井谷橋まで</u>	<u>2月1日から9月30日まで</u>							

漁具・漁法	規模
略	略
_____	_____

2 前項に規定する漁具・漁法のうち次の表の左欄の漁法は、それぞれ中欄の区域において右欄の期間はこれを行ってはならない。

漁具・漁法	区域	禁止期間
略	略	略
ガリ（どぼんこ）	根尾川の <u>木戸谷との合流から</u> 西谷川の淡墨橋の上流300メートルまでと、東谷川の <u>市場橋</u> 下流端まで	1月1日から12月31日迄（周年）
略	略	略
_____	_____	_____

3 略

第4条 略

第5条 略

（釣り専用区）

第6条 次の表のア欄の区域においては、イ欄の期間中は、ウ欄の以外の漁具・漁法で遊漁をしてはならない。

ア 区域	イ 期間	ウ 漁法・漁具
略	略	略
根尾川の <u>木戸谷との合流から</u> 西谷川の淡墨橋の上流300メートルまでと、東谷川の <u>市場橋</u> 下流端まで	組合が定めて公示する日から9月30日迄	鮎の友釣・毛針釣 雑魚の餌釣・毛針釣
略	略	略

漁具・漁法	規模
略	略
<u>(キャッチアンドリリース区間)</u> <u>あまご、いわな、にじます</u> <u>ルアー釣、フライ釣</u>	<u>カエシの無い(バーブレス) シン</u> <u>グルフック1本の竿釣</u>

2 前項に規定する漁具・漁法のうち次の表の左欄の漁法は、それぞれ中欄の区域において右欄の期間はこれを行ってはならない。

漁具・漁法	区域	禁止期間
略	略	略
ガリ（どぼんこ）	根尾川の <u>開運橋から上流</u> 西谷川の淡墨橋より上流300メートルまでと、東谷川 <u>市場橋</u> 下流端まで	1月1日から12月31日迄（周年）
略	略	略
<u>もり(ひし・やす)</u> <u>たくり</u>	<u>全区域</u>	<u>1月1日から8月</u> <u>15日迄</u>

3 略

第5条 略

第6条 略

（釣り専用区）

第7条 次の表のア欄の区域においては、イ欄の期間中は、ウ欄の以外の漁具・漁法で遊漁をしてはならない。

ア 区域	イ 期間	ウ 漁法・漁具
略	略	略
根尾川の <u>開運橋から上流</u> 西谷川の淡墨橋より上流300メートルまでと、東谷川 <u>市場橋</u> 下流端まで	組合が定めて公示する日から9月30日迄	鮎の友釣・毛針釣 雑魚の餌釣・毛針釣
略	略	略

いため、責任の所在が明確な組合員に限定し、遊漁の対象から削除

キャッチアンドリリース区間の削除に伴い不要な条項の削除

釣り専用区に合わせるため

もり(ひし・やす)・たくりを遊漁の対象から削除  
条ズレ  
条ズレ

条ズレ

釣り専用区を広げるため

釣り専用区を削除

_____	_____	_____
_____	_____	_____

第7条 略

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は次のとおりとする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料		現場加算料
		日釣	年釣	
あゆ	手釣・竿釣	略	略	略
略	略	略	略	略

2 略

第9条 略

(遊漁承認証に関する事項)

第10条 略

2 略

3 遊漁承認証の交付は、第8条第3項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

4 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

第11条 略

第12条 略

第13条 略

東谷川の初鹿谷との合流から 上流岩井谷橋まで	2月1日から9月 30日迄	雑魚のルアー 釣・フライ釣
---------------------------	------------------	------------------

第8条 略

(遊漁料の額及び納付方法)

第9条 遊漁料の額は次のとおりとする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料		現場加算料
		日釣	年釣	
あゆ	手釣・竿釣 もり・たくり	略	略	略
略	略	略	略	略

2 略

第10条 略

(遊漁承認証に関する事項)

第11条 略

2 略

3 遊漁承認証の交付は、第9条第3項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

4 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

第12条 略

第13条 略

第14条 略

条ズレ

条ズレ

もり(ひし・やす)・たくりを遊漁の対象から削除

条ズレ

条ズレ

条ズレ

条ズレ

条ズレ

条ズレ